

## 令和5年度 見直しを見送った項目に対する各クラスでの説明について

### 【身だしなみに関する内容】

#### ① 化粧・ピアス・アイプチについて

社会では高校生が化粧やピアスをしている状況を認められるような状況ではありません。みなさんも3年生になって進学や就職試験での面接に行くときには、化粧やピアスをして受験には行かないと思います。普段から身だしなみを整えることが、自分自身を落ち着かせ冷静に物事を判断する力を身に付けることができると考えます。

また、多くの費用や時間を費やす化粧などの行為は、学校生活にふさわしくないと考え、禁止しています。生徒会からの意見として、ナチュラルメイクの提案もありましたが、ナチュラルかを見極めることが非常に困難であり、また、誰が見ても判断できる基準が不透明であるため、メイクを認める事は難しいという意見で、生徒会でもまとまりました。

#### ② 日焼け止め・色つきリップについて

日焼け止めについては、全てが禁止ではありません。しかしながら、ファンデーション入りや色つきの日焼け止めは、化粧と区別が付かず判断が困難であるという理由で禁止しています。無色の日焼け止めや無色のリップは使用可となっています。

#### ③ 頭髪について

化粧やピアスと同様に、まだ、社会では奇抜な髪型が認められていない現状にあります。今後社会の流れやシステムが変わるにつれて、学校の基準も変更されていくのではないかと思います。

#### ④ 靴下の色について

制服に合わせた規則性があります。今の制服のスタイルに応じた色が白・黒・紺・茶系等であり、あまり華美な物は適応しないために禁止しています。また、式典や入試・面接などに適した色合いに設定しています。今回の見直しによりグレーが追加されました。

### 【学校生活に関する内容】

#### ① 防寒着の規定について

防寒着は、ブレザーの上に着用することとなっています。そのために着脱がしやすいファスナー等が付いているものが望ましく、ファスナーの無いパーカーやトレーナーは着用しないこととなっています。

#### ② 夏場の体操服登校について

原則的には、夏場の体操服での登校は許可しています。また、朝の部活動練習がある場合においても、部で揃えた練習着での登校も許可しています。

#### ③ 外泊について

徳島県青少年健全育成条例においては、夜間(午後十一時から翌日の午前四時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならないとなっています。また、保護者の方が認めた場合であったとしても、外泊は大きなトラブルに巻き込まれる可能性があるため、本校では友人宅への外泊を禁止しています。

### 【生徒心得の見直しについて】

生徒心得の見直しに関する要望は生徒総会に提出することができ、生徒会総会で審議及び議決を行います。可決された生徒からの要望については、職員の間で審議し、その審議の結果について生徒のみなさんに説明する機会を設定しています。

### 【その他】(交通安全について)

校則には関係はありませんが、登下校中、校内の食堂前の角で自転車同士の接触事故が発生したこともあり、みなさんからの要望をもとに、食堂前へカーブミラーを設置しました。